

特別償却の付表（震一）の記載の仕方

1 この特別償却の付表（震一）は、法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第17条の2第1項《復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が震災特例法第25条の2第1項《連結法人が復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、その対象資産（被災者向け優良賃貸住宅を除きます。以下同じ。）の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

ただし、所有権移転外リース取引により取得した対象資産については、この制度の適用はありませんので、注意してください。

2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の（ ）内に記載してください。

3 「特別償却の種類1」は、その資産が1の震災特例法第17条の2第1項又は第25条の2第1項の規定のいずれに該当するものであるかの区分に応じ、該当条項を○で囲みます。

なお、「（ ）」内には、それぞれの該当する号の細分を、例えば「イ」、「ロ」のように記載してください。

4 「事業の種類2」には、産業集積事業（東日本大震災復興特別区域法（以下「復興特区法」といいます。）第2条第3項第2号イ（福島復興再生特別措置法（以下「福島復興特措法」といいます。）第74条の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に掲げる事業をいいます。以下同じ。）又は建築物整備事業（復興特区法第2条第3項第2号ロ（福島復興特措法第75条の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に掲げる事業をいいます。以下同じ。）のいずれかを記載します。

5 「対象資産の種類等3」には、耐用年数省令別表に基づき、対象資産の種類、構造、細目等を記載します。また、その対象資産が機械及び装置である場合には、（ ）内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載してください。

なお、「事業の種類2」に記載した事業が建築物整備事業に該当する場合には、この制度の適用対象資産は建物及びその附属設備に限られます。

6 「対象資産の名称4」には、対象資産に該当する資産の名称を記載します。

7 「同上の所在地5」には、復興特区法第4条第2項第4号イに規定する復興産業集積区域内にある対象資産の所在地を記載します。

8 「取得価額9」には、対象資産の取得価額を記載します。

ただし、その対象資産につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。

9 「普通償却限度額10」は、対象資産が震災特例法第17条の2第4項第1号イ（又は第25条の2第4項第1号イ）に該当する機械及び装置である場合に、産業集積事業の用に供した日を含む事業年度の普通償却限度額を記載します。この場合、「特別償却率11」は使用しません。

10 「特別償却率11」の分子は、次の区分に応じ、それぞれ次の数字を○で囲みます。

(1) 機械及び装置

イ 取得等をした対象資産が震災特例法第17条の2第4項第1号ロ（又は第25条の2第4項第1号ロ）に規定する機械及び装置に該当する場合…「50」

ロ 取得等をした対象資産が震災特例法第17条の2第4項第1号ハ（又は第25条の2第4項第1号ハ）に規定する機械及び装置に該当する場合…「34」

(2) 建物及びその附属設備並びに構築物

イ 取得等をした対象資産が震災特例法第17条の2第4項第1号ホ（又は第25条の2第4項第1号ホ）に規定する建物及びその附属設備並びに構築物に該当する場合…「25」

ロ 取得等をした対象資産が震災特例法第17条の2第4項第1号ヘ（又は第25条の2第4項第1号ヘ）に規定する建物及びその附属設備並びに構築物に該当する場合…「17」

11 「特別償却限度額12」は、次の区分に応じ、それぞれ次の算式により計算した金額を記載します。

(1) 9の場合 … (9)－(10)

(2) 上記(1)の場合以外の場合 … (9) × (ii)

12 「償却・準備金方式の区分13」は、その対象資産につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

13 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。

(1) 「認定地方公共団体による指定年月日14」には、復興特区法第37条第1項の規定により認定復興推進計画に定められた産業集積事業又は建築物整備事業を実施する指定事業者として認定地方公共団体に指定された年月日を記載します。

(2) 「認定地方公共団体の名称15」には、対象資産が震災特例法第17条の2第4項第1号イ若しくはニ（又は第25条の2第4項第1号イ若しくはニ）の資産である場合に、認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市

町村の名称を記載します。

(3) 「復興産業集積区域の名称16」には、例えば「○○復興産業集積区域」のように復興産業集積区域の名称を記載します。

(4) 「復興推進事業の実施に係る認定年月日17」には、その対象資産が建築物整備事業の用に供した建物及びその附属設備である場合に、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第17条の2第1項第1号イからニまで又は同項第2号イからハまでのいずれかの要件を満たすことを記載した東日本大震災復興特別区域法施行規則第9条第1項に規定する復興推進事業に関する実施状況報告書に関し、交付された同条第2項に規定する復興推進事業の実施に係る認定書の年月日を記載します。